

商 品 名 ＜ 愛 称 ＞	らくらく無担保住宅借換ローン (株ジャックス保証付)
------------------	-------------------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の各号すべてに該当する方 (1) 借入実行時年齢が満 20 歳以上 65 歳以下の個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 団体信用生命保険に加入される場合は別途制限がありますので、団体信用生命保険の項目をご覧ください。 (2) 安定継続した収入のある方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 契約社員・嘱託社員の方は、安定した収入があると認められた場合で、かつ、保証会社が認めた場合に限り対象になります。 ※ パート・アルバイトの方は対象になりません。 (3) 公的および民間金融機関の住宅ローン利用者で、返済実績が 5 年以上あり、かつ、直近 1 年間に返済遅延がないこと <ul style="list-style-type: none"> ※ ただし、ステップ償還利用されている場合は 7 年、2 度目の借換の場合は前回、前々回と合わせて 7 年以上の返済実績があること (4) 原則として、団体信用生命保険に加入できる方 (5) 株ジャックスの保証が受けられる方 (6) 当金庫会員資格を有する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ・ 当金庫の地区内に事業所を有する方の役員、または勤務されている方 ※ ただし、当金庫が不適当と判断した方は除きます。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となるお使いみち (1) 公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンの借換資金 <ul style="list-style-type: none"> ※ ただし、当金庫から借入れた住宅ローンを借換える場合は、他金融機関の住宅ローンと一本化する場合に限ります。 (2) 公的住宅ローンの特別加算額の借換資金 (3) 上記 (1) (2) に関わる諸費用 <ul style="list-style-type: none"> 上記 (1) (2) いずれの借換えにおいても金利の軽減が見込めること ※ ただし、無担保住宅ローンは対象となりません。
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 万円以上 1,500 万円以内 (1 万円単位) ※ ただし、自営業者の方は 1,000 万円を上限とします。

地域をつなぎ、地域と共に歩む



<p>ご 利 用 期 間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 カ月以上 20 年以内、かつ申込人の最終返済時年齢が満 75 歳以下となります。 ※ 団体信用生命保険の項目もご覧ください。 ※ 借換対象ローンの残存償還期間に 3 年を加算した期間が上限となります。
<p>ご 融 資 利 率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別に定める各種ローン等の貸出金利基準表により、3 年固定金利選択型、5 年固定金利選択型、10 年固定金利選択型または、変動金利型をお選びいただきます。 ・ ご加入いただく団体信用生命保険の種類によってはご融資利率に金利上乘せが発生します。詳しくは団体信用生命保険の項目もご覧ください。 ※ 金利については窓口までお尋ねください。
<p>ご 返 済 方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元利均等割賦償還とし、ボーナス併用による償還も可とします。 なお、ボーナス償還分は、借入金額の 50%以内とし、年 2 回の 6 カ月間隔による償還とします。
<p>連帯保証人・担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連帯保証人 原則不要 (株)ジャックスの保証をご利用いただきます。 ・ 担保 担保は必要ありません。 ただし、次の各号いずれかに該当する場合に必要となります。 (1) 借換対象ローンの連帯保証人または連帯債務者 ※ 借換対象ローンが連帯債務者であっても、本ローンでは連帯保証人として取扱うこととなります。 (2) 団体信用生命保険に加入できない場合は法定相続人 (3) (株)ジャックスが必要と認めた場合
<p>各 種 手 数 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の場合、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。 (1) 融資事務手数料（融資額 100 万円以上の場合 5,400 円） ※ ただし、融資額 100 万円未満の場合は不要 ※ 本手数料は(株)ジャックスへの支払いとなります。 (2) 融資書類発行手数料 (3) 繰上償還（一部・全部）手数料 (4) 条件変更手数料 (5) 固定金利選択手数料 (6) 特約期間自動継続契約解除手数料 等 ・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。

団体信用生命保険

- ・原則、加入者が万一死亡された場合に保険金によりローンの残額が返済される「団体信用生命保険」にご加入いただきます。これにより、ご家族に負担が残ることはありません。（保険料は当金庫が負担いたします。）ただし、保険加入ができない場合でも本ローンの取扱いは可能です。
 - ※ お客さまの告知内容によっては幹事保険会社の保障審査により、ご加入いただけない場合がありますのでご了承ください。
- ・ご希望により下記（1）～（3）を選択いただけます。
 - （1）「信用金庫団体信用生命保険」
 - （2）「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」
 - （3）「信用金庫団体信用就業不能保障保険」
- ・各団体信用生命保険の加入される方の年齢制限については以下のとおりです。
 - （1）「信用金庫団体信用生命保険」をご選択される場合
 - ・借入実行時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下で、最終ご返済時の年齢が満 75 歳以下の方
 - （2）「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」または「信用金庫団体信用就業不能保障保険」を選択された場合
 - ・借入実行時の年齢が満 20 歳以上 50 歳以下で、最終ご返済の年齢が満 70 歳以下の方
- ・「信用金庫 3 大疾病保障特約付団体信用生命保険」を選択いただく場合は、ご融資利率に年 0.3% 上乗せさせていただきます。
- ・「信用金庫団体信用就業不能保障保険」を選択いただく場合は、ご融資利率に年 0.4% 上乗せさせていただきます。
- ・ご加入いただいた保険において、発生事由によっては保険金が支払われない場合がございます。
 - ※ 詳しくは、窓口までお尋ねください。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話 0248-75-3362）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口にて返済額の試算ができますのでお申し出ください。 ・ ご融資金は、お客さまがご指定いただいた返済用口座にご入金させていただきます。また、ご入金後はお支払金融機関にお振込みいただきます。 ※ 振込手数料は別途ご負担いただきます。 ・ お申し込みに際しては、審査させていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 28 年 3 月 1 日 現在